

令和元年9月10日

第27回水俣市農業委員会

第27回水俣市農業委員会

1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」

2 開催日時 令和元年9月10日

開会 9時30分

閉会 9時55分

3 出席委員

農業委員 12名

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 元村 善二 君 | 2番 松本 公昭 君 |
| 3番 松田 時義 君 | 4番 戸次 治夫 君 |
| 6番 森口 信二 君 | 7番 廣島 康雄 君 |
| 8番 山澤 親徳 君 | 10番 坂本 隆司 君 |
| 11番 池田 郁雄 君 | 12番 田畑 和雄 君 |
| 13番 友田 勝久 君 | 14番 中村 清治 君 |

推進委員 13名

| | |
|-------------|-------------|
| 15番 向田 博 君 | 16番 草野 武雄 君 |
| 17番 竹下 正治 君 | 18番 野間 勝 君 |
| 19番 山内 秋光 君 | 20番 溝口 幸一 君 |
| 21番 前島 春美 君 | 22番 坂口 新一 君 |
| 23番 山口 初憲 君 | 24番 前田 仁 君 |
| 25番 渕上 民雄 君 | 26番 森下 義孝 君 |
| 27番 下鶴 信雄 君 | 28番 古里 一幸 君 |

4 欠席委員

| | | |
|---------|-------------|------------|
| 農業委員 2名 | 5番 田上 哲人 君 | 9番 苗床 勝美 君 |
| 推進委員 1名 | 23番 山口 初憲 君 | |

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告事項(1) 農地転用許可書の返却について

報告事項(2) 農用地利用配分計画の認可について

報告事項(3) 合意解約通知について

議第103号 農地法第5条の許可申請について

議第104号 農用地利用集積計画の申出について

6 農業委員会事務局

| | |
|----|-------|
| 局長 | 宮崎 博巳 |
| 参事 | 本村 広揮 |
| 参事 | 田畑 昌代 |

議 長
(元村善二君)

それでは、只今より第27回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は12名です。欠席農業委員は、5番田上委員、9番 苗床委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、2番 松本委員、3番 松田委員 をお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、23番 山口委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は26番の森下委員をお願いします。

26番委員
(森下義孝君)

農業委員会憲章 一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

議 長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議 長

はい、事務局長

事務局長

報告事項について、3点、御説明申し上げます。

まず、報告事項(1)農地転用許可書の返却について、でございます。

議案書は、1ページになります。

令和元年6月10日の第24回会議で御審議いただいた、第4条に係る議案について、令和元年8月5日に返却の申し出がございました。

その内容は、記載のとおりです。

次に、報告事項(2)農用地利用配分計画の認可について、でございます。

議案書は、2ページになります。

まず、令和元年6月10日の第24回会議で、貸人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、御審議いただきました。

これについて、借人への賃借について、令和元年7月30日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。

次に、令和元年7月10日の第25回会議で、貸人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、御審議い

ただきました。

これについて、借人への賃借について、令和元年8月23日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。

認可の内容につきましては、委員会にて御審議いただいた内容と同じとなっておりますので、議案書をご確認ください。

また、地図につきましては、それぞれ、3ページ、4ページに示しておりますので、同じように御確認ください。

次に、報告事項(3)合意解約通知について、でございます。議案書は、5ページになります。

まず、1番と2番について、でございます。

それぞれ、記載のとおりです。

その理由は、後程、議題としてご審議いただく予定ですが、他の借り手への貸付を行うため、とのことと連絡を受けております。

位置につきましては、6ページに示しております。

次に、3番について、でございます。

貸人、記載のとおりです。

借人、記載のとおりです。

その理由は、借人が体調を崩したため、手が回らなくなった、とのことでございます。

位置につきましては、7ページに示しております。ここは、中山間地直接支払制度を受けられ、さらに今年度から8年間で、農業競争力強化基盤整備事業水俣地区工区としての圃場整備が予定されておりますので、関係者におかれましては、農林水産課農業振興室、農業土木係と、打ち合わせておられます。

以上で、報告事項を終わります。

3番委員
(松田時義君)

はい、議長

議長

はい、松田委員

3番委員

質問があります。

2ページです。貸賃が1円とか3円とか違うんですね。面積にしたらと思うんですが、金額は同じに出来なかったんですか。

事務局長

これは農業公社の方が、換算して出しているもので、それを県の方に提出して県の認可ということで書類をいただいております。こちらからは何も言えませんが、県の通知の数字をそのまま書いていますので御了承ください。

8番委員
(山澤親徳君)

ちょっといいですか。

私も気になって調べたんですが、玄米で150Kgとなって

いたので面積で計算して7, 447円位になって、それでこういう数字になったかなと思いました。

事務局長

県の方にも確認を取ってみます。

議長

いいですか、松田委員。

松田委員

はい。

議長

ありがとうございました。

報告事項が終わりましたので、只今より、議事に入ります。議第103号 農地法第5条の許可申請について、議第103号を議題といたします。

私の担当地域ですので、私から説明します。

8、9ページになります。

議第103号 農地法第5条の許可申請について、番号1、貸人、記載のとおりです。同じく貸人、記載のとおりです。

借人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。面積1, 868㎡。

もう一か所は、土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑です。面積は2筆合計で1, 548㎡、両者合わせまして3筆で3, 416㎡です。

転用理由は、申請地は日当たりも良く整備されているが、農業に従事される後継者もなく、貸人や地域の発展及び、経済効果を考慮して発電事業用地としたいということです。

第2種農地で地上権設定です。

施設概要は発電設備が8, 018㎡のうち農地が3, 416㎡です。資金計画は記載のとおりです。

8, 018㎡のうち3, 416㎡が農地がですので、この部分を本日は審議いただきます。あとの残りの面積は雑種地になっています。

申請地は10ページを御覧ください。

9月4日に現地調査を行いました。申請地の農地は荒地ではなく、この前まで栽培されていた形跡がありました。

場所は記載のとおりです。

道路もあり、まあ良い所ではないかと思えます。ここは面積が3, 000㎡を超えていますので、県の方の常設審議委員会にかけないといけないそうです。

雨水関係は海に流すわけにはいかないので、地下浸透型にするということでございました。農地には床面に芝を貼るという話でした。現地調査の結果、なんら設置には問題ないと思われるので御審議の程よろしく申し上げます。

同行の推進委員から補足説明があれば、申し上げます。

20番委員
(溝口幸一君)

はい、議長

議長

20番 溝口委員

20番委員

隣接する雑種地ですが、一部サトウキビを作っている所もありましたが、かなり荒れていまして土地を貸すことには問題ないと思います。

農地は綺麗に整備されていましたが、後継者がいないといことですのでよろしくお願いします。

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

8番委員
(山澤親徳君)

はい、議長

議長

8番 山澤委員

8番委員

お尋ねします。先ほど、雨水は地下浸透型で芝生を敷くと聞きましたが、実際、湯の鶴川ですか、あそこに太陽光発電をつけて地下浸透型で汚水が流れて、関係者に保証金を払ったということなんです。海と川、そういう問題は発生しないのか、海に流せないということで、地下浸透型ということですが、いかなもののでしょうか。

議長

事務局どうですか

本村参事

地下浸透型ということで、地面に芝を敷いて処理をして、勾配を少しつけて雨水が海に100パーセント流れないということはないんですが、流れ出す雨水を少しでも抑えるという形で、芝を植え処理をするというお話でした。雨水排水についても計算はしたのかと話はしたんですが、問題はないと申請者からは聞いています。
そういう状況です。

議長

いいですか、山澤委員。

8番委員

はい

議長

現地を見たところでは下の方は平坦です。上の農地の部分が少し緩やかになっています。あまり急激には流れないようになっています。

他にはありませんか。

御質疑、御異議もないようですので、議第103号 農地法

第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第103号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

次に移ります。

議第104号 農用地利用集積計画の申し出について、議第104号を議題といたします。

関係委員の、説明をお願いします。

12番委員
(田畑和雄君)

はい、議長

議長

12番 田畑委員

12番委員

おはようございます。

田上委員が欠席ですので、私が代わって説明をします。

議第104号 農用地利用集積の申し出について、利用権の新規について説明をします。

これは先ほど5ページに出てきた分で、議案書は13ページです。番号は1番と2番です。

貸人、1番、記載のとおりです。

2番、記載のとおりです。

借人は、記載のとおりです。

1番は、土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、田、現況は畑、面積は985㎡です。

始期終期は、2019年10月1日から2022年9月30日まで、期間3年です。利用目的は玉葱、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

2番ですが、土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、田、現況は畑、面積は1,662㎡のうちの1,200㎡です。

始期終期は、2019年10月1日から2022年9月30日まで3年間です。利用目的は玉葱、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人の経営面積、従事者は記載のとおりです。

借人は、玉葱がメインですが、他にもトマト、きゅうり、かぼちゃ、じゃがいも、ニラなどを作っておられます。玉葱に関しては自分ところで、加工もしながら玉葱煎餅とかも作って頑張っておられます。以上です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たし

ていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 次をお願いします。

10番委員
(坂本隆司君) はい、議長

議 長 10番 坂本委員

10番委員 農用地利用集積計画の申し出の新規設定3番について、説明をします。

貸人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおりです。

地目は台帳、現況とも畑、面積は3,225㎡です。

始期終期は、2019年10月1日から2024年9月30日まで、期間5年間。利用目的は玉葱とそら豆、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人は、記載のとおりです。

借人は現在、新規就労でございまして、経営面積はゼロです。

申請地は15ページをご覧ください。

この畑は薄原の方が数年前まで玉葱を栽培されていましたが、現在は放棄地になっています。借人から連絡があり現地を見に行ったんですが、トラクターで綺麗に耕してありました。

借人は農業次世代人材投資事業の準備型にてJAで研修中です。玉葱やそら豆の栽培計画を立てておられます。新規就労者ですので、我々も応援していかなければならないのかなと思っています。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

(なしと言うものあり)

議 長 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長 御質疑、御異議もないようですので、議第104号 農用地利用集積計画の申し出について、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第104号 農用地利用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

議 長

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第27回水俣市農業委員会会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員